

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	<p style="text-align: center;">別表第一（第九条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>百 特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律（令和二年法律第一号）第三条第一項に規定する行政機関等の長</p> <p>百一 内閣総理大臣</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律による給付名簿（同法第二条第二項に規定する給付名簿をいう。別表第二の百二十一の項において同じ。）の作成又は給付名簿情報（同条第三項に規定する給付名簿情報をいう。同表の百二十一の項において同じ。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(略)</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律による口座名簿（同法第二条第四項に規定する口座名簿をいう。）の作成又は口座名簿情報（同条第五項に規定する口座名簿情報をいう。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>百 特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律（令和二年法律第一号）第三条第一項に規定する行政機関等の長</p> <p>百一 内閣総理大臣</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律による給付名簿（同法第二条第二項に規定する給付名簿をいう。別表第二の百二十一の項において同じ。）の作成又は給付名簿情報（同条第三項に規定する給付名簿情報をいう。同表の百二十一の項において同じ。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律による口座名簿（同法第二条第四項に規定する口座名簿をいう。）の作成又は口座名簿情報（同条第五項に規定する口座名簿情報をいう。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>百 特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律（令和二年法律第一号）第三条第一項に規定する行政機関等の長</p> <p>百一 内閣総理大臣</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律による給付名簿（同法第二条第二項に規定する給付名簿をいう。別表第二の百二十一の項において同じ。）の作成又は給付名簿情報（同条第三項に規定する給付名簿情報をいう。同表の百二十一の項において同じ。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>				
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律による口座名簿（同法第二条第四項に規定する口座名簿をいう。）の作成又は口座名簿情報（同条第五項に規定する口座名簿情報をいう。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>				
現行	<p style="text-align: center;">別表第一（第九条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(略)</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(略)</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(新設)</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(新設)</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>				
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>				

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

	三十 社会福祉協議会	一〇二十九 (略)	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
				社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
厚生労働大臣若	市町村長	(略)				
年金給付関係情報	社会福祉協議会	(略)				地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
						社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

	三十 社会福祉協議会	一〇二十九 (略)	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
				社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
厚生労働大臣若		(略)				
年金給付関係情報		(略)				

七十九 厚生労働大臣	三十一～七十八 (略)	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	内閣総理大臣	(略)	合等	しくは日本年金機構又は共済組合	であつて主務省令で定めるもの
七十九 厚生労働大臣	三十一～七十八 (略)	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	市町村長	(略)	合等	しくは日本年金機構又は共済組合	であつて主務省令で定めるもの

九十六 都道府 県知事	八十九五 (略)	被災者生活再建 支援法による被 災者生活再建支 援金の支給に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	市町村長 内閣総理大臣	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	報であつて主務省 令で定めるもの
九十七百二十 (略)	九十九五 (略)	被災者生活再建 支援法による被 災者生活再建支 援金の支給に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	市町村長 内閣総理大臣	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	報であつて主務省 令で定めるもの
百二十一 特定 給付金等の迅速 かつ確実な給 付のための給 付名簿等の作成 等に関する法律 による給付名簿 の作成又は給付 る法律第三条	百二十一 特定 給付金等の迅速 かつ確実な給 付のための給 付名簿等の作成 等に関する法律 による給付名簿 の作成又は給付 る法律第三条	被災者生活再建 支援法による被 災者生活再建支 援金の支給に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	市町村長 内閣総理大臣	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	報であつて主務省 令で定めるもの

九十六 都道府 県知事	八十九五 (略)	被災者生活再建 支援法による被 災者生活再建支 援金の支給に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	市町村長 内閣総理大臣	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	報であつて主務省 令で定めるもの
九十七百二十 (略)	九十九五 (略)	被災者生活再建 支援法による被 災者生活再建支 援金の支給に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	市町村長 内閣総理大臣	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	報であつて主務省 令で定めるもの
(新設)	(略)	被災者生活再建 支援法による被 災者生活再建支 援金の支給に関 する事務であつ て主務省令で定 めるもの	市町村長 内閣総理大臣	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの	報であつて主務省 令で定めるもの

<p>第一項に規定 する行政機 関等の長</p>	<p>名簿情報の管理 に関する事務 であつて主務 省令で定める もの</p>

改正案		現行	
<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p> <p>提供を受ける国の機関又は法人</p>	<p>事務</p>	<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p> <p>提供を受ける国の機関又は法人</p>	<p>事務</p>
<p>一（略）</p> <p>一の二 国の機関又は法人</p>	<p>（略）</p> <p>特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律（令和二年法律第 号）による同法第三条第一項の報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>一の三 内閣府</p>	<p>特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律による同法第六条第一項の口座名簿の作成又は同法第八条の口座名簿情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>一の四～一の十二（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一の二～一の十（略）</p>	<p>（略）</p>

二〇二〇二十三 (略) (略)

別表第二(第三十条の十関係)

提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事 務
一〇一の五 (略)	(略)
一の六 市町村長その他の執行機関	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律による同法第三条第一項の給付名簿の作成又は同法第五条の給付名簿情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の七〇一の九 (略)	(略)
二〇二〇二十一 (略)	(略)

別表第三(第三十条の十一関係)

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事 務
一〇一の四 (略)	(略)
一の五 都道府県知事	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための

二〇二〇二十三 (略) (略)

別表第二(第三十条の十関係)

提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事 務
一〇一の五 (略)	(略)
(新設)	(新設)
一の六〇一の八 (略)	(略)
二〇二〇二十一 (略)	(略)

別表第三(第三十条の十一関係)

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事 務
一〇一の四 (略)	(略)
(新設)	(新設)

その他の執行機関	給付名簿等の作成等に関する法律による同法 第三条第一項の給付名簿の作成又は同法第五 条の給付名簿情報の管理に関する事務であつ て総務省令で定めるもの
一の六～二十九 (略)	(略)

別表第四 (第三十条の十二関係)

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
一～一の五 (略)	(略)
一の六 市町村長その他の執行機関	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律による同法 第三条第一項の給付名簿の作成又は同法第五 条の給付名簿情報の管理に関する事務であつ て総務省令で定めるもの
一の七～一の十 (略)	(略)
二～十 (略)	(略)

別表第五 (第三十条の十五関係)

一～一の四 (略)

一の五 特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作

一の五～二十九 (略)	(略)
-------------	-----

別表第四 (第三十条の十二関係)

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
一～一の五 (略)	(略)
(新設)	(新設)
一の六～一の九 (略)	(略)
二～十 (略)	(略)

別表第五 (第三十条の十五関係)

一～一の四 (略)

(新設)

成等に関する法律による同法第三条第一項の給付名簿の作成又は同法第五条の給付名簿情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の六〇三十四 (略)

別表第六(第三十条の十五関係)

提供を受ける都道府県知事以外の都道府県の執行機関	事務
一 都道府県知事以外の執行機関	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律による同法第三条第一項の給付名簿の作成又は同法第五条の給付名簿情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二〇五 (略)	(略)

一の五〇三十四 (略)

別表第六(第三十条の十五関係)

提供を受ける都道府県知事以外の都道府県の執行機関 (新設)	事務 (新設)
一〇四 (略)	(略)

○漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第五十条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一の一の十の項中「第二百二十一条の二第二項」を「第六百六条第一項」に、「第二百二十一条の四第一項」を「第八百八条第一項」に、「第二百二十一条の五の二第二項」を「第一百十条第一項」に、「第二百二十一条の五の九第一項」を「第一百七十七条第一項」に改める。</p>	<p>附 則</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第五十条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一の一の八の項中「第二百二十一条の二第二項」を「第六百六条第一項」に、「第二百二十一条の四第一項」を「第八百八条第一項」に、「第二百二十一条の五の二第二項」を「第一百十条第一項」に、「第二百二十一条の五の九第一項」を「第一百七十七条第一項」に改める。</p>

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十四条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二の二の二の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。</p> <p>別表第四の一の十の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十四条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二の二の二の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。</p> <p>別表第四の一の九の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十四の五（略）</p> <p>十四の六 特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律（令和二年法律第 号）第二条第一項に規定する特定給付金等の指定に関する事、同条第二項に規定する給付名簿及び同条第三項に規定する給付名簿情報に関する事、同法第六条第一項の規定による口座名簿の作成に関する事並びに同法第八条の規定による口座名簿情報の管理に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十五（略）</p> <p>十六 六十二（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十四の五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十五 第七号の九から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十六 六十二（略）</p>